

居宅介護支援の内容、提供方法及び料金（月額）

介護保険が適用される場合の報酬は、直接介護保険から当事業者に給付されますので、利用者の負担はありません。

内 容	サービスの提供方法	基準額
居宅サービス計画の作成と居宅サービス事業者との連絡調整	「居宅サービス計画」ガイドライン方式を使って利用者と共に必要なサービスを計画します。	厚生大臣の認める基準額 介護保険適用となる場合は、利用料を支払う必要はありません。（全額介護保険により負担されま
経過観察、再評価（利用者状況の把握）	1ヵ月に1回以上、担当の介護支援専門員が、利用者のお宅に伺ってサービス内容が適切かなどについて話し合います。（電話での連絡を含む）	
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、またサービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。	
要介護（要支援）再認定の協力、援助	利用者が、要介護認定や要支援認定の変更や、見直しを行う認定を受けるために、申請代行を行ったり、その他必要な援助を行います。	
相談の対応	介護保険や介護に関することなら、なんでもご相談をお受けします。	

利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を受けることができます。

その他の費用

交 通 費	通常はいただきません。
解 約 料	無 料 (保険者への居宅サービス計画の届出後の解約の場合、料金は一切かかりません) ただし契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合は1ヵ月につき基本額（介護度1・2の利用者10,050円 介護度3・4・5の利用者13,060円）をいただきます。